

「2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び詳細設計等業務委託」仕様書	
必須事項(項目)	内容
1. 契約の方法種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。 履行方法は、一括履行による。
2. 業務概要	<p>公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）開催期間中における来場者の安全かつ円滑な来場を実現するための具体的な方針として、2022年10月に「大阪・関西万博来場者輸送具体方針（アクションプラン）初版」（以下、「具体方針」という。）を公表しました。</p> <p>この具体方針は、2021年7月に設置された「2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」において、来場者輸送の基本的な方針を定めた「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」を2022年6月に公表し、同基本方針にもとづき、より具体的な検討を行うとともに関係機関との協議を進め策定したものです。</p> <p>本業務は、具体方針で示された3つの主要ルートのうち、JR桜島線（鉄道＋シャトルバス）について、桜島駅におけるシャトルバスの仮設乗降場及びバス待ち滞留スペース等の整備に関し、各種協議を行うための検討及び詳細設計を行うことを目的とする。</p>
3. 総則	<p>(1) 本仕様書は、「2025年日本国際博覧会 桜島駅シャトルバス仮設乗降場の検討及び詳細設計等業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。</p> <p>(2) 博覧会協会からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、博覧会協会から許可を得た場合はこれに該当しない。</p> <p>(3) 受託者は、作業に際し生じる関係諸官庁、土地所有者及び居住者等と調整を保ち博覧会担当者の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。</p> <p>(4) 受託者は、作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、博覧会協会はその責任を負わないものとし、受託者において処理すること。</p> <p>(5) 作業が完了すれば、直ちに完成届と成果品を提出して博覧会協会の検査を受けること。</p>
4. 契約期間	契約締結日から令和6年2月中旬までとする。 履行方法は、一括履行による。
5. 履行場所	大阪市此花区桜島1丁目・2丁目地内 外（別紙位置図参照）
6. 技術者	<p>管理技術者 バス乗降場整備計画及び駅前広場等の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。</p> <p>① 以下のいずれかの資格を有すること</p>

	<p>技術士（総合技術監理部門 選択科目：道路）、 技術士（建設部門 選択科目：道路） RCCM（道路）</p> <p>② 過去 10 年以内（2013 年 4 月以降に完了したもの）に同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。</p> <p>③ 同種業務とは「大規模イベントに伴うバス乗降場の設計業務」とする。類似業務とは「バス乗降場整備・改修の設計業務」とする。</p> <p>その他技術者 上記技術者のほか本業務の遂行及び企画提案内容の履行に必要な技術者を配置することができるものとする。</p>
<p>7. 関係仕様書及び準拠すべき図書</p>	<p>公共建築設計業務委託共通仕様書に定める土木設計業務共通仕様書</p>
<p>8. 業務内容</p>	<p>本業務は、万博開催期間中に桜島駅シャトルバス仮設乗降場及びバス待ち滞留スペース等の整備に関し、各種協議を行うための検討及び詳細設計にあたり、以下に示す項目を行うこと。</p> <p>なお、実施にあたっては既往検討である「主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務」及び協会が提示する最新のバス需要予測、来場需要ピークの考え方、想定運行ダイヤ（JR 桜島線及びシャトルバス）を踏まえると共に、近傍のリーベルホテル アット ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（以下、「リーベルホテル」という。）と連携した運用方法の検討を行うこと。</p> <p>また、博覧会協会から別途、受注者に貸与する測量図面等に基づき設計等を行うこと。</p> <p>1. 設計・検討</p> <p>(1) JR 桜島駅から仮設乗降場間の利用者の動線、桜島駅前の横断歩道信号現示の調整等を考慮したバス待ち滞留列、スペースの検討。(滞留ルート 3 ケース、滞留列の長さ 6 ケース想定)</p> <p>(2) 乗降場内のバス動線、バス待機バース及びバス入出ルートの検討。(3 ケースを想定)</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の検討に当たっては、交通管理者、道路管理者、港湾管理者、公園管理者、河川管理者、阪神高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、周辺で運行を行っているバス事業者との協議資料を作成し、その調整結果を反映する。</p> <p>また、必要な乗降バース及びバス待機スペースの必要数及びその最適な配置については、以下に着目し検討を行うこと。</p> <p>○JR 桜島線との乗り換えの円滑化及び、利便性向上。乗り換え経路におけるユニバーサルデザイン。</p> <p>○バス乗降場の運営上、必要となるサービス内容の検討及び運営のあり方。</p> <p>○桜島駅前の横断歩道信号現示の調整による渋滞等、道路交通への影響に加えて、シャトルバスの運行状況、同駅周辺のホテル等利用者の流動等を考慮の上、バス利用者の流動及びバ</p>

	<p>ス待ち滞留列、ピーク滞留時における雑踏などの安全対策。 ○万博期間中の仮設乗降場であることを踏まえたコストや環境への配慮。</p> <p>(3) 乗降場内の舗装及び必要な小構造物、車両出入部等の支障物移設（既存駐輪場の移設を含む）・撤去並びに乗降場内坂路部の補強工事設計。 なお、乗降場内の舗装仕様については万博開催期間中の仮設乗降場であることを踏まえ原状復旧が容易となるものとする こと。 また、乗降場内坂路については、バス乗降場とバス配車、待機場に高低差があり、両エリアを行き来するための既存の坂路を活用し、万博開催期間中のバス車両の重量に耐えうる設計とすること。</p> <p>(4) 車両、歩行者等に対する看板・誘導サイン等の配置計画及び設計。</p> <p>(5) 照明及び電気設備配置計画及び設計については万博開催期間中の仮設乗降場であることを踏まえ、コストや環境への配慮を検討したうえでの検討を行うこと。</p> <p>(6) バス待ち滞留列、乗降場内のバス動線などの検討・協議結果を踏まえ、乗降場上屋および仮設トイレ等（給排水設備を含む）の配置計画及び設計を行うこと。「シャトルバス乗降場・待機場及びバス待ち滞留列配置案」参照</p> <p>2. 概略設計</p> <p>(1) 概略設計 1の設計・検討項目により決定した内容を踏まえ、概略設計を行い、全体平面図、縦横断面図、構造物等の一般図を作成する。</p> <p>3. 詳細設計</p> <p>(1) 詳細図 上記の設計結果を基に、動線図、施設配置図、付帯設備、構造等の詳細を検討する。</p> <p>(2) 平面設計 乗降場形状に合わせ、構造物、排水等について、その位置断面、取り合い等、詳細設計を行う。</p> <p>(3) 縦横断設計 乗降場路面高さ及び隣接車道高さ等と整合を図り、乗降場計画高を設計する。また、進入路土留め、縁石、側溝等の位置、取り合い等の縦横断計画に必要なすべての構造物を設計する。</p> <p>(4) 支障物撤去・移設設計 乗降場出入口・滞留スペース等における既存設備・施設等の支障移設、原状復旧に必要な設計を行う。</p> <p>(5) サイン計画 利用者・車両誘導に要する案内サインの配置計画図作成</p> <p>(6) 照明設計</p>
--	---

	<p>照明配置計画、照明計算、電気設備配置図等の作成</p> <p>(7) 上屋、仮設トイレ設計 上屋詳細図、仮設トイレ、給排水設備等の詳細設計</p> <p>(8) 施工計画 最適な施工計画を立案し、工事期間中における施工ステップ及び仮設物に関する設計を行う。</p> <p>(9) 実施設計図の作成（平面図、縦断面図、横断面図、詳細図等）</p> <p>(10) 数量計算 施工段階図及び詳細設計図に基づき、工種毎に数量を算出する。</p> <p>(11) 概算工事費算出 施工検討及び数量計算に基づき概算工事費を算出する。</p> <p>(12) 照査 現地情報、基礎情報などの確認、地形、地質等が設計に反映されているかの照査、設計方針、設計手法、設計図法等の適切性、整合性の照査を行う。</p> <p>(13) 積算資料作成 設計成果に基づく、数量総括表（数量計算書）を「積算基準額」に基づき作成する。</p> <p>4. 関係機関協議資料作成 乗降場設計及び施工計画に関する関係機関との協議資料を作成する。現時点で想定する関係機関は警察、道路、公園、河川管理者、鉄道事業者、バス事業者、阪神高速、リーベルホテル等との協議を想定している。</p> <p>5. 打合せ 業務における打合せは次のとおりとする。ただし、下記以外に監督職員が必要と認めた場合は、その指示に従うこと。また中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。受注者は打合せ時以外においても、作業進捗状況を随時報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="560 1464 1353 1666"> <thead> <tr> <th>協議打合せ事項</th> <th>時期(日 時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・業務着手時 業務全般について</td> <td>・契約後速やかに</td> </tr> <tr> <td>・中間打合せ5回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・成果品納入時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協議打合せ事項	時期(日 時)	・業務着手時 業務全般について	・契約後速やかに	・中間打合せ5回		・成果品納入時	
協議打合せ事項	時期(日 時)								
・業務着手時 業務全般について	・契約後速やかに								
・中間打合せ5回									
・成果品納入時									
9. 成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書（設計概要書、設計報告書、設計図 各一式） ・ 全体平面図 一式 ・ 縦横断面図 一式 ・ 一般図（構造物等） 一式 ・ 数量計算書 一式 								

	<ul style="list-style-type: none"> ・積算資料 一式 ・動線図 一式 ・施設配置図 一式 ・電気設備配置図 一式 ・バス乗降場上屋詳細図 一式 ・仮設トイレ配置図 一式 ・給排水設備図 一式 ・案内サインの配置計画図 一式 <p>※報告書の提出部数は、紙媒体1部、電子データ（CD-R、PDF、DWG）1部とする。</p>
10. 担保期間	・完成検査合格の当日より12箇月
11. 貸与品	<p>業務に必要な博覧会協会所有の関係資料は、契約後、必要に応じて貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況測量成果平面図（縮尺：1/250）・横断面図（縮尺：1/250） ・「2025年日本国際博覧会主要駅及び会場外駐車場等からのシャトルバス輸送実施計画策定業務」 ・バス需要予測、来場需要のピークの考え方、想定運行ダイヤ等 ・近隣協賛予定地概要
12. その他	<p>1. 手続きと書類</p> <p>受託者は、発注者の契約約款に定めるもののほか、業務に着手するときは次の書類を市に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 着手届 ② 工程表 ③ 設計担当者名簿及び経歴書 ④ 協力技術者名簿及び設計事務所経歴書 <p>受託者は、業務完了時に次の書類を協会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 完了届 ⑥ 委託業務成果品引渡書 <p>2. 疑義</p> <p>協会は業務完了後においても疑義、不明箇所、その他設計監理上の質問等に対して、その都度協議を求めることができるものとし、受託者は誠意を持って協議に応じ、その質問等に答えること。</p> <p>3. 「瑕疵」の補正</p> <p>業務の完了後、設計内容に「瑕疵」が発見された時は、協会の請求により受託者は速やかに自己の負担で補正すること。</p> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共建築設計業務委託共通仕様書に定める土木設計業務共通仕様書に準ずること。 ② その他、関係法令、基準等を遵守すること。

- | | |
|--|---|
| | <p>③ 受託者は業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。</p> <p>④ 成果品の管理及び帰属は、すべて発注者とする。受託者が成果品を公表するについては一切これを認めない。</p> <p>参考資料
協議会 ※公益社団法人2025年日本国際博覧会協会HP
https://www.expo2025.or.jp/news/news-20210730-07/</p> |
|--|---|